＜注意事項＞

○　本件には農地が含まれるので、入札するにあたり、農業委員会の買受適格証明書が必要になります。

令和　７年（ヌ）第　　３０号

期間入札の公告

令和　８年１１月１７日
名古屋地方裁判所豊橋支部
裁判所書記官　久保田　典　子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　９年　２月１０日から 令和　９年　２月１７日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　９年　２月２４日　午前１０時００分 名古屋地方裁判所豊橋支部
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　４月　７日　午前　９時５０分 名古屋地方裁判所豊橋支部
特別売却実施期間	令和　９年　３月　３日　午前　９時００分から 令和　９年　３月　３日　午後　４時００分まで	
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかを執行官に提出する方法による。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１７日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3☆	2,500,000 2,000,000	一括	500,000	68,579	29,269
1	1,690,000				
2	380,000				
3	430,000				
備考					

令和　７年（ヌ）第　　３０号

物　件　目　録

１　所　　在　豊川市御津町広石広国

地　　番　３９番３

地　　目　宅地

地　　積　５１５．７７平方メートル

持分３分の１

☆２　所　　在　豊川市御津町広石広国

地　　番　３９番１３

地　　目　畑

地　　積　５２平方メートル

持分３分の１

☆３　所　　在　豊川市御津町広石広国

地　　番　３９番１４

地　　目　畑

地　　積　５９平方メートル

持分３分の１

令和　７年（ヌ）第　　３０号

物　件　明　細　書

令和　８年１０月１９日
名古屋地方裁判所豊橋支部
裁判所書記官　久保田　典　子

1　不動産の表示

【物件番号１～３】

別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号１】

本件土地の一部につき，下記売却対象外の建物のために法定地上権が成立する。

家屋番号　　なし（未登記）
種　　類　　居宅
構　　造　　木造スレートぶき平家建
床 面 積　　約４９．６８平方メートル（概測）

家屋番号　　なし（未登記附属建物）
種　　類　　居宅
構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積　　約１２．８３平方メートル（概測）

3　買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号１～３】

なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号１～３】

本件所有者Ａ並びに売却対象外の共有持分を有するＢ及びＣが占有している。

5　その他買受けの参考となる事項

【物件番号１～３】

隣地（地番３９番６，３９番７，３９番１５，３９番１６）との境界が不明確で

ある。

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　7年（ヌ）第　　30号

物　件　目　録

1　所　　在　豊川市御津町広石広国

　　地　　番　３９番３

　　地　　目　宅地

　　地　　積　５１５．７７平方メートル

　　持分３分の１

2　所　　在　豊川市御津町広石広国

　　地　　番　３９番１３

　　地　　目　畑

　　地　　積　５２平方メートル

　　持分３分の１

3　所　　在　豊川市御津町広石広国

　　地　　番　３９番１４

　　地　　目　畑

　　地　　積　５９平方メートル

　　持分３分の１

令和7年(ヌ)第30号

令和7年12月16日受理

令和7年5月7日提出

現　況　調　査　報　告　書

名古屋地方裁判所　豊橋支部

執行官　岩　尾　正　昭

令和７年（ヌ）第　　３０号

物　件　目　録

１　所　　在　　豊川市御津町広石広国
　　地　　番　　３９番３
　　地　　目　　宅地
　　地　　積　　５１５．７７平方メートル
　　共有者　　持分３分の１

２　所　　在　　豊川市御津町広石広国
　　地　　番　　３９番１３
　　地　　目　　畑
　　地　　積　　５２平方メートル
　　共有者　　持分３分の１

３　所　　在　　豊川市御津町広石広国
　　地　　番　　３９番１４
　　地　　目　　畑
　　地　　積　　５９平方メートル
　　共有者　　持分３分の１

（土地用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１
現況地目	■宅地(物件１)
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物配置図（概略）のとおり □
占有者及び占有状況	■土地共有者ら　□その他の者 ■上記の者らが本件土地上に下記目的外建物を共有して占有している。 □上記の者が農地として占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　[　地方裁判所　支部　平成　年(　)第　号 保管開始日　平成　年　月　日
建物（目的外建物）	□ない ■ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物配置図（概略）のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（目的外建物用〈複数〉）

目的外建物の概況（物件１関係）		
1	所在	豊川市御津町広石広国３９番地３
	家屋番号	■ない（未登記）（主である建物）
	種類	■居宅　□店舗　□共同住宅　□工場　□倉庫　□
	構造	木造スレートぶき平家建
	床面積（概略）	約４９．６８㎡（概測）
	所有者	■土地共有者ら　□その他の者（　　）　□不明
	建築時期	■平成２０年ころ □不明
	建築者	□現所有者　■その他の者（D）　□不明
	その他の事項	
2	所在	豊川市御津町広石広国３９番地３
	家屋番号	■ない（未登記）（附属建物）
	種類	■居宅　□店舗　□共同住宅　□工場　□倉庫　□
	構造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
	床面積（概略）	約１２．８３㎡（概測）
	所有者	■土地共有者ら　□その他の者（　　）　□不明
	建築時期	□　　年　　月　　日ころ ■不明
	建築者	□現所有者　■その他の者（D）　□不明
	その他の事項	

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（土地用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件２，３
現況地目	□宅地（物件　　）　□公衆用道路（物件　）　■農地（物件２，３） □雑種地（物件　）　□山林（物件　　）　□私道 □
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物配置図（概略）のとおり □
占有者及び占有状況	■土地共有者ら　□その他の者 ■上記の者らが農地（休耕地）として占有している。 □上記の者が農地として占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　［　地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 保管開始日　平成　年　月　日
建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物配置図（概略）のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■ A（債務者兼物件１～３共有者）	１　私は，物件１～３の共有者です。物件１～３は，私と兄のＢ及び妹のＣとの共有です。物件１～３は，もともとは，母であるＤの所有でしたが，母が平成２３年に死亡したため，私とＢ及びＣが，相続により所有権を取得しました。 ２　物件２，３は，Ｄが家庭菜園として，キャベツやネギ等を栽培していましたが，Ｄが死亡した平成２３年ころ以降は，何もせずにそのまま放置しています。 ３　物件１にあるコンテナは，Ｄが設置したものです。また，未登記目的外建物及び未登記目的外建物の附属建物は，いずれもＤが建築しました。未登記目的外建物には，現在，私及びＣが，未登記目的外建物の附属建物には，Ｂがそれぞれ居住しています。
■ 豊川市農業委員会	（令和８年１月１４日付け照会に対する回答） 物件２，３について １　照会の土地の現況地目 畑 ２　農地法３条又は５条の適用対象になるかどうか 第５条の適用対象地になる。 ３　転用許可（届出）がされている場合は，許可年月日，許可条項，転用目的並びに許可申請書の住所及び氏名 不明（確認不可） ４　転用許可がされていないときは，その旨（農地法第４条第１項ただし書のときはその旨） 該当なし（市街化区域のため許可不要） ５　転用許可を得ないで土地の現況を農地等以外のものに変更している場合は，現状回復命令が発せられる見込みの有無 該当なし（市街化区域のため許可不要） ６　賃借（小作）の有無（台帳登載の有無） 該当なし ７　買受適格証明書の要否 要 ８　その他参考となる事項（都市計画法関係，農振法関係等） 市街化区域 農業振興地域外

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

1　物件１～３の占有関係は，関係人の陳述及び執行官の現況等から２～４枚目に記載のとおりと認められる。

2　物件１～３は，一体となっており，物件１は，未登記目的外建物（木造スレートぶき平家建居宅，床面積約４９．６８㎡）及び未登記目的外建物の附属建物（木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建居宅，床面積約１２．８３㎡）（いずれも概測）の敷地となっており，物件２，３は，一体として，農地（休耕地）となっている。物件１～３は，東側が道路に接面している。物件１～３の北東角及び北西角には，それぞれ境界杭が認められたが，東角，東側西角，南東角，南西角，西側東角及び西角には，いずれも一見して，境界杭等を認めることができなかった。物件１～３は，東角から東側西角にかけて，東側西角から南東角にかけて，及び南側の一部が，それぞれブロックで囲まれている。また，南西角から西側東角にかけて，西側東角から西角にかけて，西角から北西角にかけて，それぞれフェンスで囲まれており，北側の一部がブロック塀で囲まれている。

3　北側隣地（３９番５の土地）の構造物が物件１に越境している可能性がある。

4　物件１の北東側境界付近に電柱がある。

5　債務者に対する占有照会等に対する回答は得られなかった。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年12月24日（水） 13:30-13:50	目的物件所在地	物件確認，写真撮影（屋外），占有状況調査
8年1月14日（水）	（郵便）	農地等の照会（豊川市農業委員会）
8年1月28日（水） 9:10-9:20	名古屋法務局豊橋支局	登記関係書類取得
8年1月28日（水）	（郵便）	立入調査期日通知及び占有照会等（回答なし）
8年2月4日（水） 13:20-14:10	目的物件所在地	（立入調査）写真撮影（屋外），評価人同行，債務者立会い，聴取，簡易計測
8年2月4日（水）	（郵便）	住民票取寄（豊川市役所）
年　月　日（　）		

（特記事項）

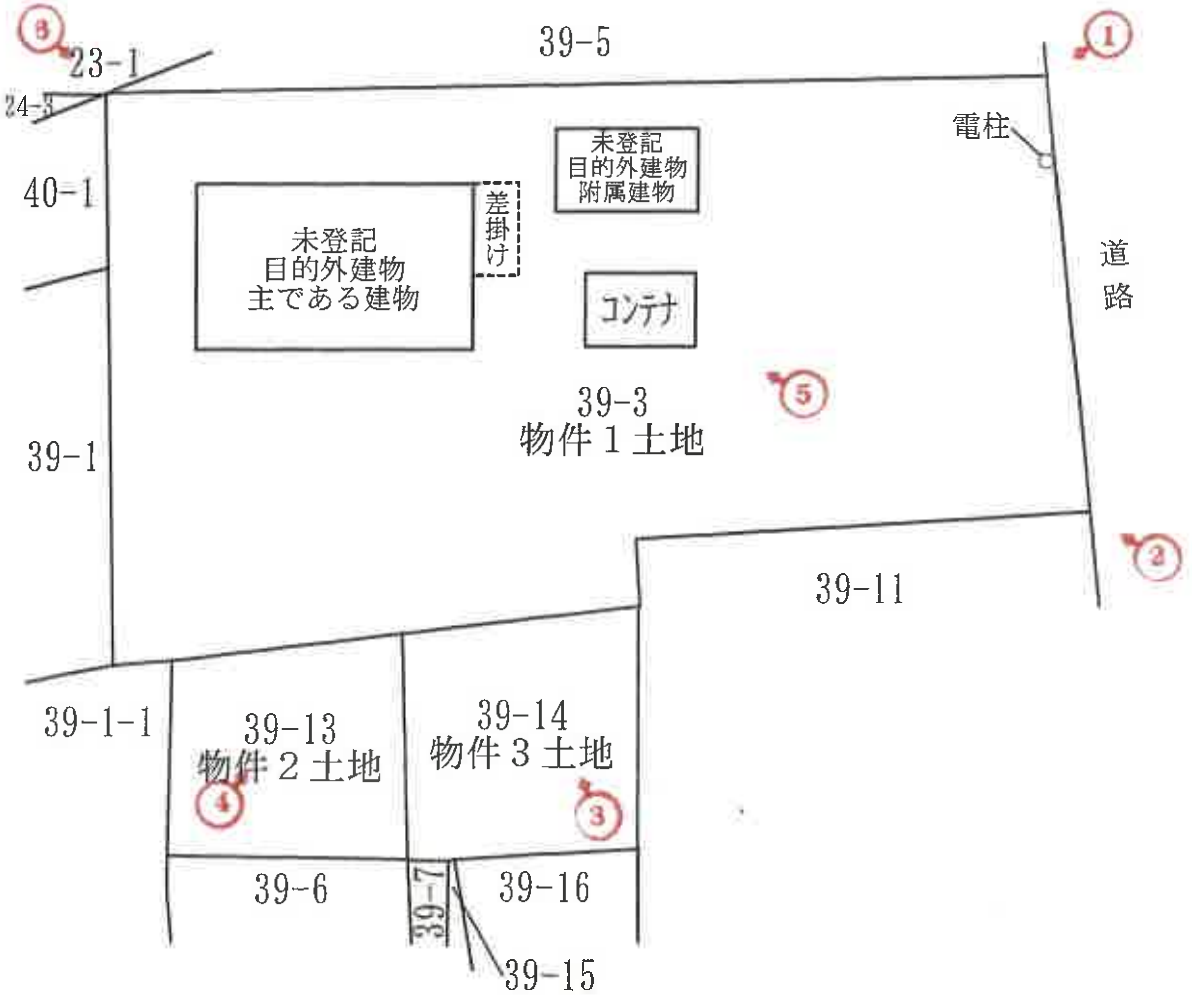
□　令和　　年　　月　　日
　本件建物は，全戸不在で無施錠であったため，立会人を立ち会わせ，本件建物内に立ち入った。

□　平成　　年　　月　　日
　本件建物は全戸不在で施錠されていたので，解錠技術者により解錠し，立会人とともに同所に立ち入った。

□　平成　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

土地建物配置図（概略）


③
23-1
24-3
39-5
①
電柱
未登記
目的外建物
附属建物
40-1
差掛け
未登記
目的外建物
主である建物
コンテナ
道路
⑤
39-3
物件１土地
39-1
②
39-11
39-1-1
39-13
物件２土地
④
39-14
物件３土地
③
39-6
39-7
39-16
39-15



①北東側境界
付近の状況

物件１

未登記目的外建物（主である建物）　未登記目的外建物（附属建物）



②東側境界
付近の状況

コンテナ　　物件１

未登記目的外建物（主である建物）



③南東側境界
付近の状況

コンテナ　　物件１　　物件３

未登記目的外建物（主である建物）　コンテナ



④南西側境界
付近の状況

物件２　　物件１

未登記目的外建物（主である建物）　未登記目的外建物（附属建物）



⑤未登記目的外建物等の状況

コンテナ　　物件１



⑥北西側境界付近の状況

物件１

令和　７年（ヌ）第　　３０号
令和　７年１２月１７日　受　　理
令和　８年　２月　４日　現地調査
令和　８年　３月　２日　評　　価

名古屋地方裁判所豊橋支部　御中

評　　価　　書

評　価　人
不動産鑑定士　　田島　　拓

第１　評価額

一　括　価　格	
金２，５００，０００円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金１，６９０，０００円
物件２（土地）	金３８０，０００円
物件３（土地）	金４３０，０００円

１　一括価格は、物件１～３の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
３　物件１の内訳価格は目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	豊川市御津町広石広国 ３９番３ 宅地 ５１５．７７㎡ （共有者　持分３分の１）	同左
2	所在 地番 地目 地積	豊川市御津町広石広国 ３９番１３ 畑 ５２㎡ （共有者　持分３分の１）	同左
3	所在 地番 地目 地積	豊川市御津町広石広国 ３９番１４ 畑 ５９㎡ （共有者　持分３分の１）	同左
番号	特記事項		
—	物件１土地内に下記の目的外建物が存する。 所在：豊川市御津町広石広国　３９番地３ 家屋番号：—（未登記） 種類：居宅 構造：木造スレートぶき平家建 床面積：約４９．６８㎡ （附属建物） 種類：居宅 構造：木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 床面積：約１２．８３㎡		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１～３）

位置・交通	ＪＲ東海道本線「愛知御津」駅の北方道路距離約１．４km （附属資料「位置図」参照）	
付近の状況	一般住宅、農家住宅等のほか寺院が見られる住宅地域	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種中高層住居専用地域 ６０％ ２００％ ― 一部都市計画道路事業予定地、立地適正化計画（居住誘導区域）、宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積　６２６．７７㎡ 間口　約１４．３m、奥行約３１．５m 形状　不整形	
接面道路の状況	北東側幅員約３．４m舗装市道（建築基準法第42条第2項に該当し、セットバックを要する）に等高接面	
土地の利用状況等	・物件１は目的外建物の敷地として、２、３は畑地として利用されている。 ・その他詳細は現況調査報告書に記載のとおりである。	
供給処理施設（敷地内引込の有無を基準としている）	上水道　あり ガス配管　なし 下水道　あり	
土壌汚染の可能性の調査	有害物質使用特定施設の届出に係る事業場等リストに掲載は無く、過去の住宅地図等に対象地の価格形成に影響を及ぼす土壌汚染の可能性を示す履歴及び端緒は見出せなかった（但し、正確には土壌サンプル調査等の専門的測定を要する）。	
特記事項	・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし ・本件目的外建物（「第３　目的物件」特記事項欄に記載のとおり）が物件１土地内に存する。 ・本件土地内南西部分が都市計画道路事業予定地内に存している（事業化時期は未定）。 ・本件土地北側に寺院墓地が存する。	

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格（物件１～３）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格（円／㎡）ア	個別格差 イ	地積（㎡）×持分 ウ	建付減価 エ	建付地価格（円）ア×イ×ウ×エ
1	54,200	0.82	515.77×1/3	0.90	6,880,000
2	54,200	0.82	52×1/3	—	770,000
3	54,200	0.82	59×1/3	—	870,000
合計			626.77		8,520,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示　豊川－６

公示価格等		時点修正		標準化補正		地域格差		標準画地価格
67,700 円／㎡	×	100 ／ 100	×	100 ／ 100	×	100 ／ 125	＝	54,200 円／㎡

（上三桁未満四捨五入）

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
◇標準化補正：方位西向1.00
◇地 域 格 差：街路条件1.04×環境条件1.20＝1.25

イ　個別格差：地積やや大0.93×奥行逓減0.94×形状0.95×方位北東向1.00×一部都市計画道路予定地内0.99＝0.82

ウ　地　　積：登記数量による（対象持分を考慮）。

エ　建付減価：物件１につき、地上建物等の存在を考慮した減価率を10％と査定した。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

（1）土地利用権等価格

番号	建付地価格 （円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 （円） ア×イ
1	6,880,000	0.50	法定地上権	3,440,000

イ　土地利用権等割合：土地利用権等を物件１について法定地上権と判定し、その割合を50％と査定した。

（2）内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 （円） ア	土地利用権等 価格の控除 （円） イ	占有 減価 修正 （円） ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評　価　額 （円） ｛(ア±イ)-ウ｝ ×エ×オ
1	6,880,000	－　3,440,000		0.70	0.70	1,690,000
2	770,000	－　0		0.70	0.70	380,000
3	870,000	－　0		0.70	0.70	430,000
一括価格（合計）						2,500,000

ウ　占有減価修正：必要なし

エ　市場性修正：目的物件が土地の共有持分であり、目的外建物の存在等も勘案の上、市場性修正として30％減価する。

オ　競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

地価公示価格（豊川－６）

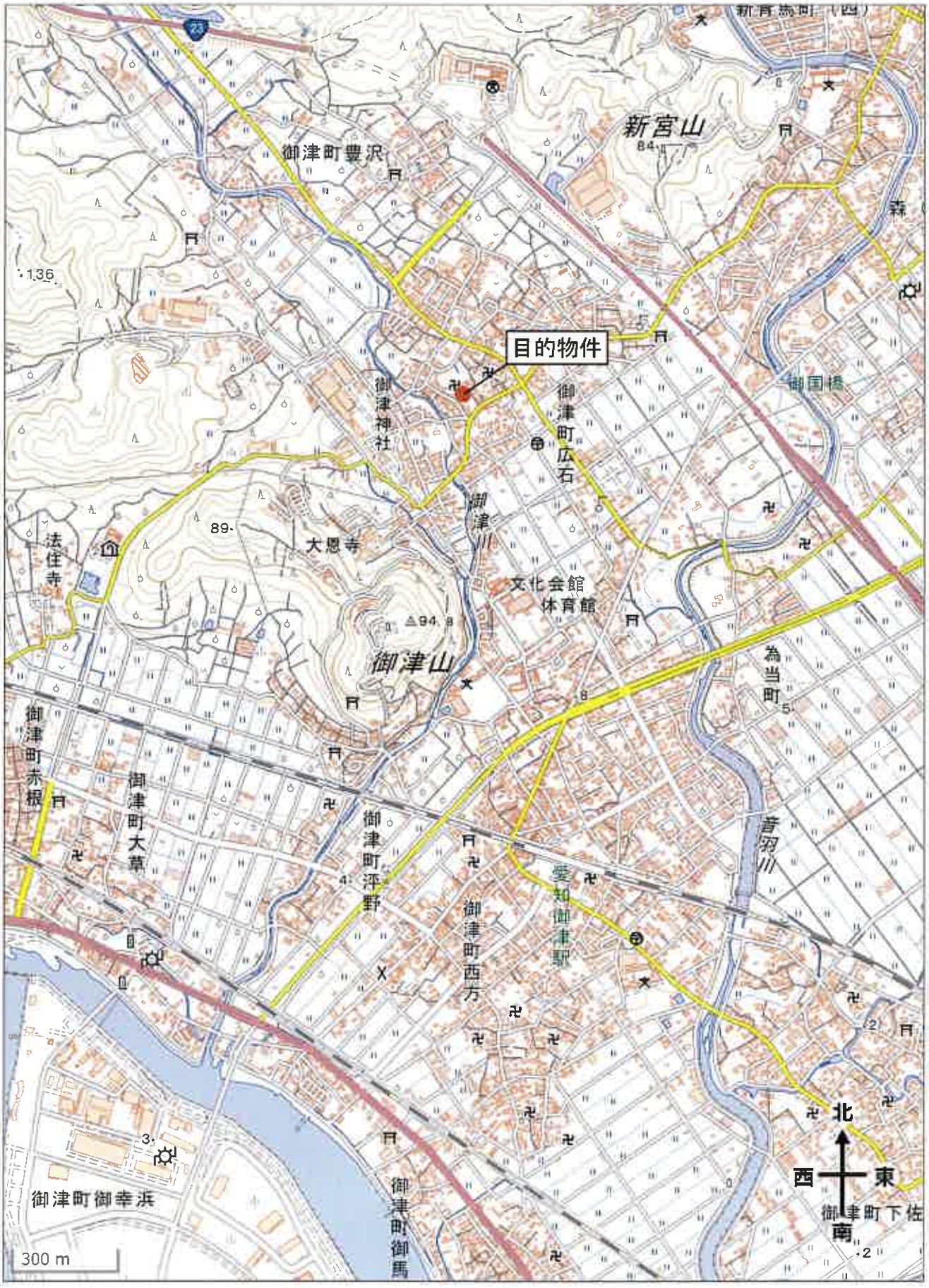
所在	：豊川市御津町広石日暮２２番１２
価格	：67,700円/㎡
位置	：ＪＲ東海道本線「愛知御津」駅の北方道路距離約８００ｍ
価格時点	：令和７年１月１日
地積	：１４８㎡
供給処理施設	：水道、下水
接面街路	：西側４ｍ市道に接面
用途指定等	：第一種中高層住居専用地域（建ぺい率６０％、容積率２００％）
地域の概要	：中小規模一般住宅を中心とする住宅地域

第７　附属資料

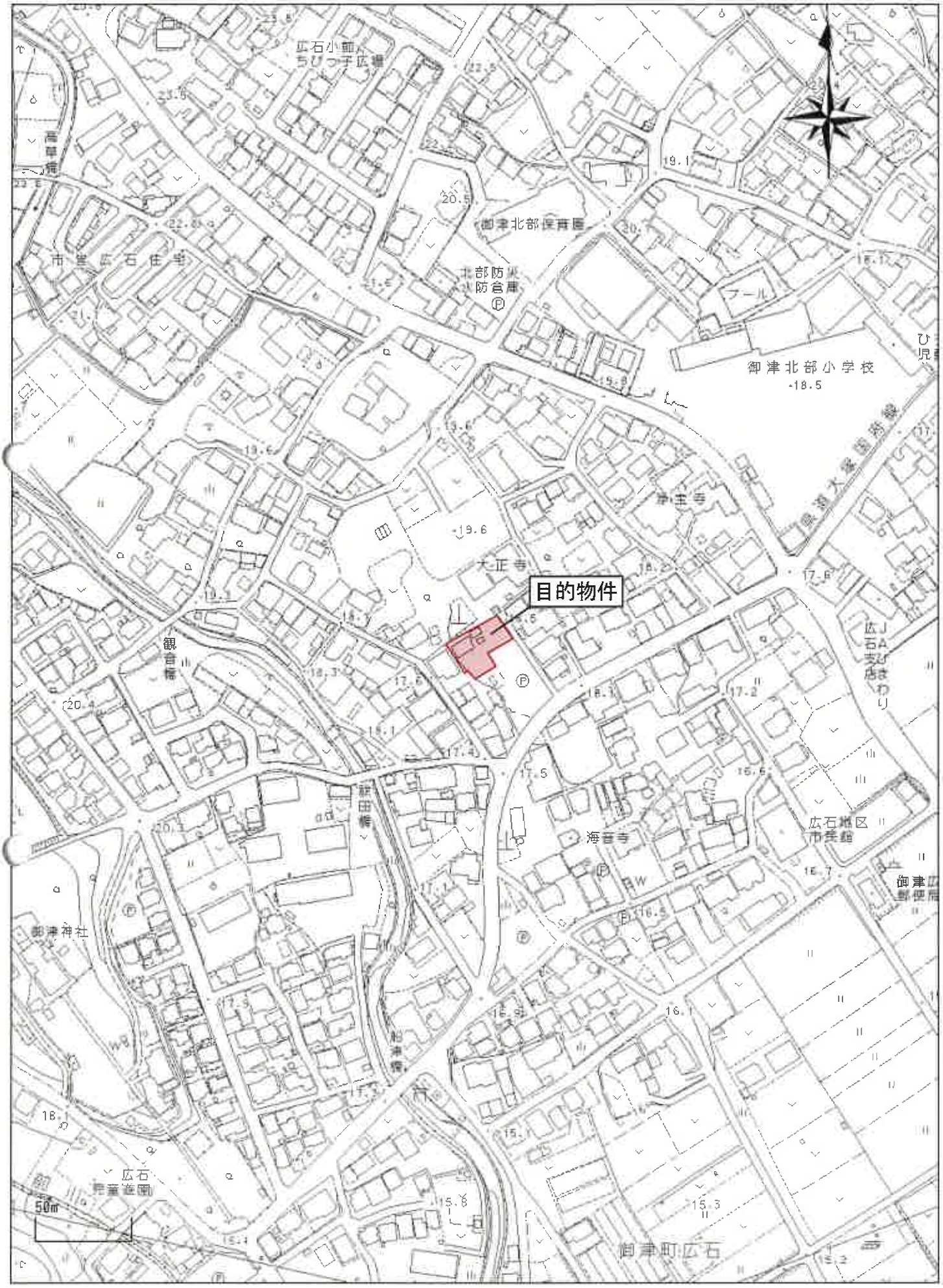
１　位置図
２　付近案内図
３　公図写
４　地積測量図写
５　土地建物配置図（概略）
６　現況写真

以　上

地理院地図
GSI Maps

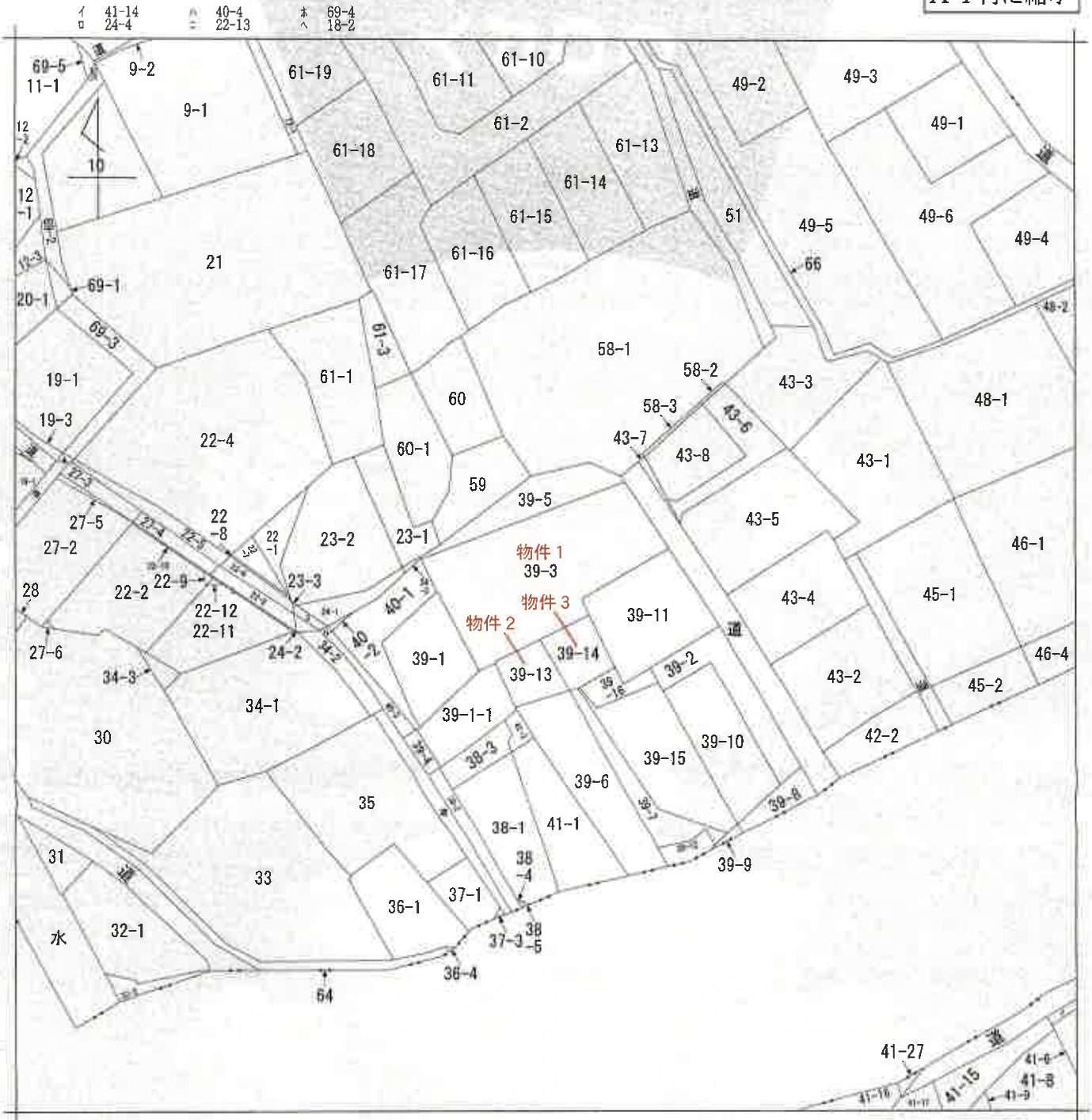


位　置　図


目的物件
広石小前ちびっ子広場
御津北部保育園
北部防災防倉庫
プール
御津北部小学校
-18.5
市営広石住宅
大正寺
観音橋
海音寺
広石地区市民館
御津神社
広石児童遊園
50m
御津町広石

付近案内図

A４判に縮小



（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	豊川市御津町広石広国		地番	39番3		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日（原図）		補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（名古屋法務局豊川出張所管轄）

令和7年10月15日

東京法務局西多摩支局

登記官

地図整理番号：M17021

(1/1)

登記年月日：平成19年12月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（名古屋法務局豊川出張所管轄）
令和7年10月15日　東京法務局西多摩支局
登記官

地積測量図

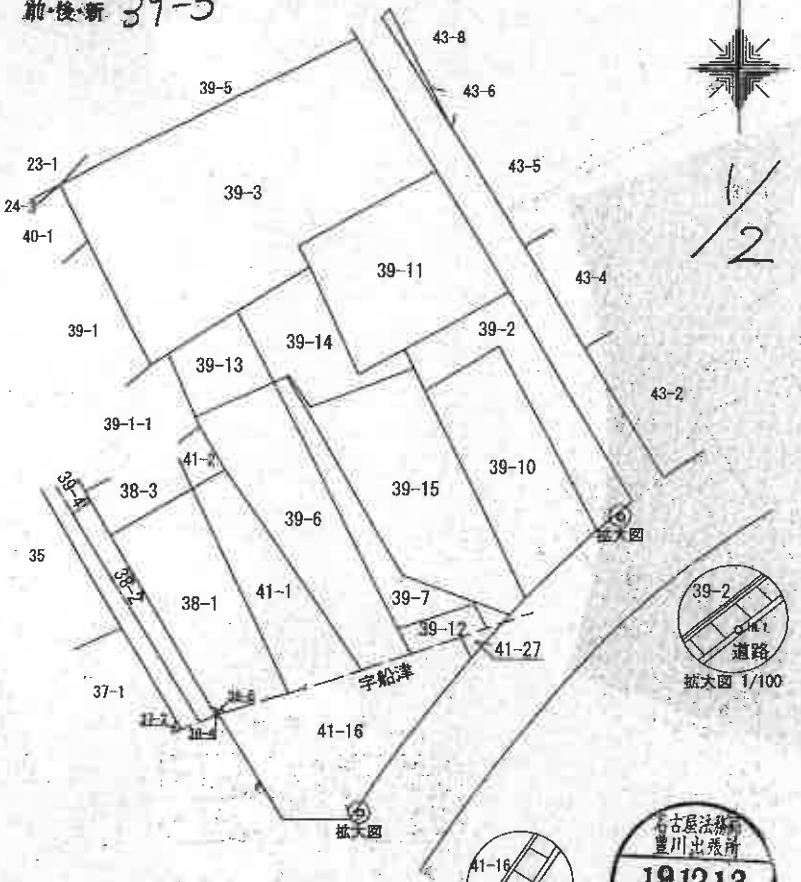
土地所在図 / 地積測量図

地番	39-3
土地の所在	宝飯郡御津町大字広石字広国

0408774

豊川市御津町広石

前・後・新 39-3



1/2

引照点表

P1	IN.1（金属鋲）	X座標	454.159
		Y座標	523.825
P2	IN.2（金属鋲）	X座標	426.909
		Y座標	499.560

境界点	点間距離 P1	点間距離 P2
IN.1	0.000	36.488
IN.2	36.488	0.000

名古屋法務局 豊川出張所 19.12.13 処理

作成者	土地家屋調査士 （平成 19 年 11 月	縮尺	1/

申請人		縮尺	1/500

（会員専用）

（愛知県土地家屋調査士会用紙）

A4判に縮小

地図整理番号：M17022　(1/2)

登記年月日：平成19年12月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（名古屋法務局豊川出張所管轄）
令和7年10月15日　東京法務局西多摩支局
登記官

0408775

地積測量図

地番	39-3
土地の所在	宝飯郡御津町大字広石字広国

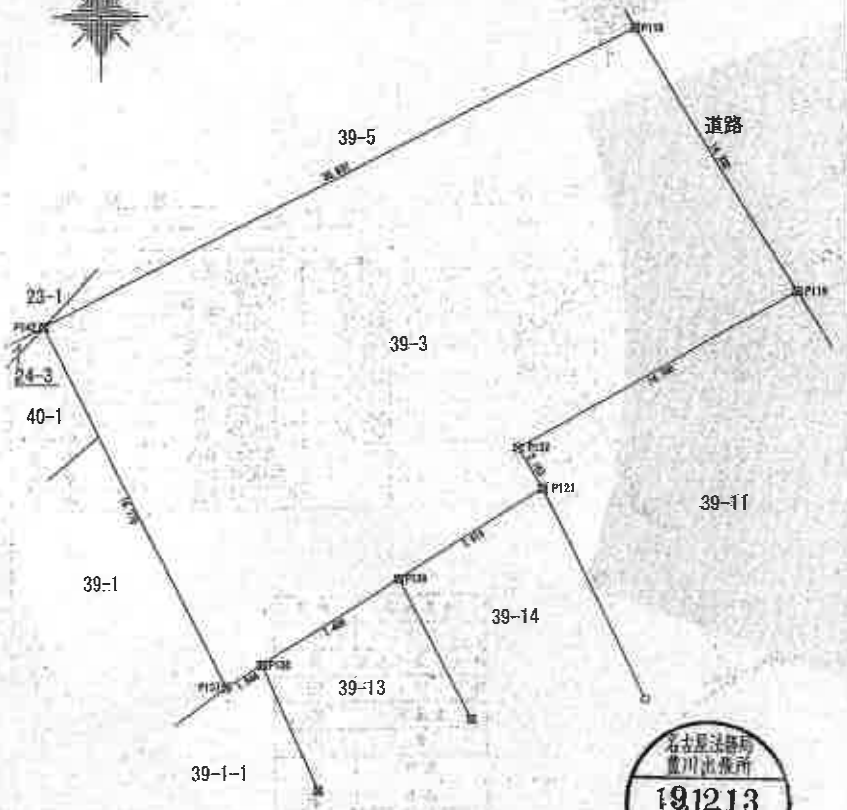
豊川市御津町広石

2/2

座標求積表

物件1

地番	39-3			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn−1)Yn	距離
P118	498.676	499.224	-589.583544	30.831
P142	485.181	471.503	-14270.509798	18.775
P137	468.410	479.943	-7559.582193	1.944
P136	469.430	481.598	2367.535768	7.486
P138	473.326	487.990	3911.239850	7.916
P121	477.445	494.750	2972.952750	2.183
P122	479.335	493.657	4401.939469	14.700
P119	486.362	506.569	9797.551029	14.338
		倍面積	1031.543331	
		面積	515.7716655	
		地積	515.77 ㎡	



凡例	杭の種類
⊡	石杭
⊞	コンクリート杭
⊠	プラスチック杭
⊡	金属標
⊕	鉄
◐	鉛印
⊙	木杭
▽	既況点
○	計算点
○	引照点

名古屋法務局 豊川出張所 19.12.13 処理

作製者	土地家屋調査士	（平成 19 年 11 月 16 日作製）	申請人		縮尺	1/250

（会員専用）

（愛知県土地家屋調査士会用紙）

A4判に縮小

地図整理番号：M17022　(2/2)

登記年月日：平成19年12月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（名古屋法務局豊川出張所管轄）
令和7年10月15日　東京法務局西多摩支局
登記官

地積測量図　土地所在図

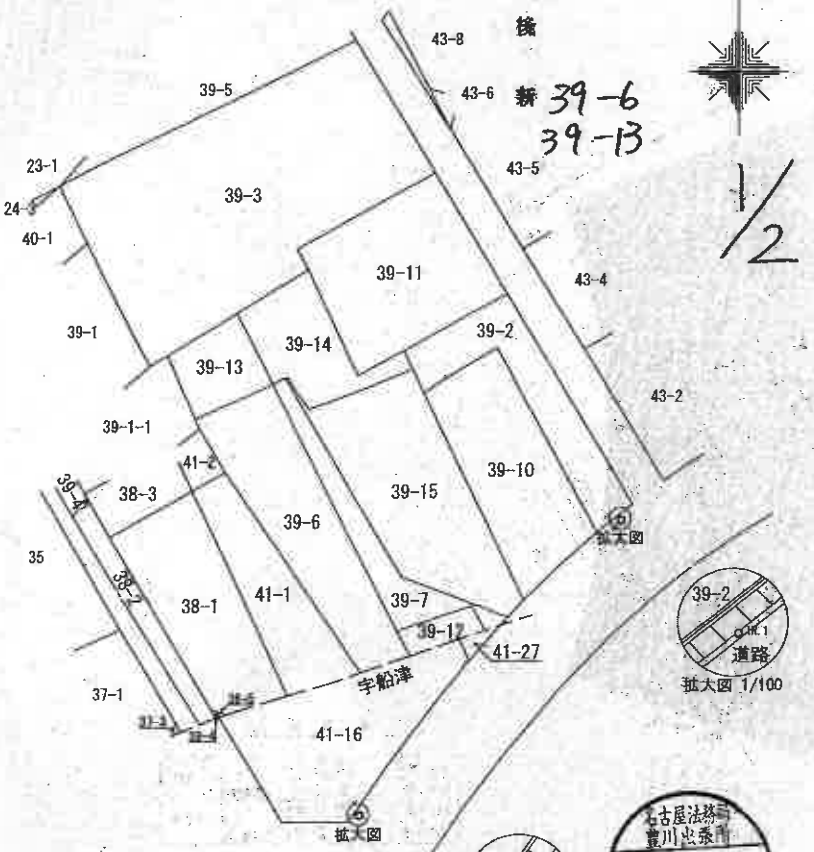
地番	39-6, 39-13
土地の所在	宝飯郡御津町大字広石字広国

0408784

豊川市御津町広石

前 39-6
後
新 39-6
39-13

1/2



引照点表

P1	IN.1	X座標	454.159
		Y座標	523.825
P2	IN.2	X座標	426.909
		Y座標	499.560

境界点	点間距離 P1	P2
IN.1	0.000	36.488
IN.2	36.488	0.000

名古屋法務局 豊川出張所 19.12.13 処理

作成者	土地家屋調査士 （平成 19 年 11 月 成）	縮尺	1/	申請人	縮尺 1/500

（会員専用）

（愛知県土地家屋調査士会用紙）

A4判に縮小

地図整理番号：M17024　(1/2)

登記年月日：平成19年12月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（名古屋法務局豊川出張所管轄）
令和7年10月15日　東京法務局西多摩支局
登記官

0408785

地番	39-6, 39-13
土地の所在	宝飯郡御津町大字広石字広園

地積測量図

豊川市御津町広石

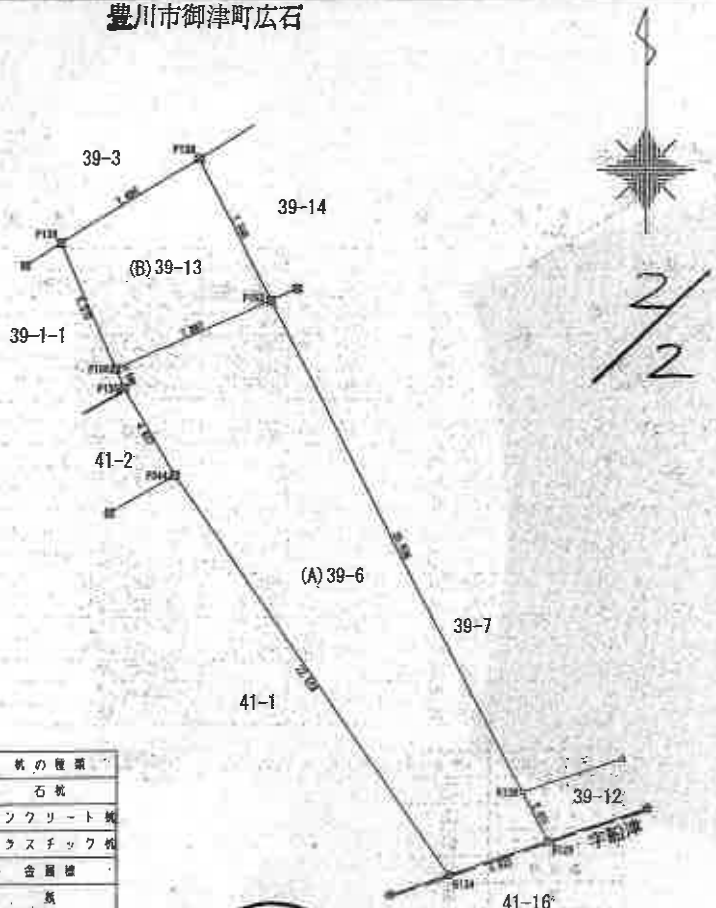
座標求積表

地番 Ⓐ 39-6				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
P153	466.791	491.349	9631.423098	7.887
P150	463.590	484.141	-1975.779421	0.960
P135	462.710	484.524	-2374.652124	4.657
P344	458.689	486.873	-10981.420515	22.528
B134	440.155	499.680	-8501.555520	4.823
B129	441.675	504.257	1932.817081	2.601
K139	443.988	503.068	12635.055888	25.638
		倍面積	365.888487	
		面積	182.944435	
		地積	182 ㎡	

物件2

地番 Ⓑ 39-13				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
P138	473.326	487.990	1287.805610	7.486
P136	469.430	481.598	-4688.838128	6.370
P150	463.590	484.141	-1277.648099	7.887
P153	466.791	491.349	4783.773864	7.348
		倍面積	105.093247	
		面積	52.5466235	
		地積	52 ㎡	

合計　236.4908670



凡例	杭の種類
⊡	石杭
⊞	コンクリート杭
⊠	プラスチック杭
⊠	金属標
⊕	鋲
⊙	刻印
⊙	木杭
▽	現況点
○	計算点
○	引照点

名古屋法務局 豊川出張所 19.12.13 処理

作製者	土地家屋調査士	(平成 19 年 11 月 19 日作製)	申請人	縮尺	1/250

（会員専用）

（愛知県土地家屋調査士会用紙）

A4判に縮小

地図整理番号：M17024　(2/2)

地積測量図

地番	39-14, 39-16
土地の所在	~~宝飯郡御津町大字広石字広国~~

0408788

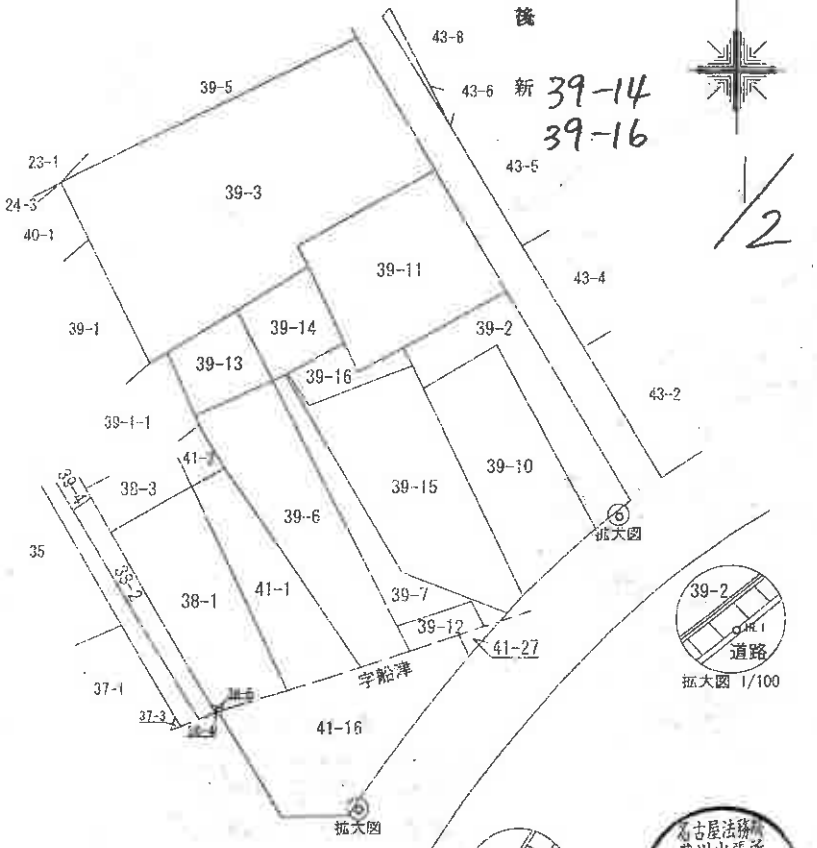
豊川市御津町広石

前 39-14

後

新 39-14
39-16

1/2



引照点表

P1	IN 1 (金属標)	X 座標	454.159
		Y 座標	523.825
P2	IN 2 (金属標)	X 座標	426.909
		Y 座標	499.560

境界点	点間距離 P 1	P 2
IN 1	0.000	36.488
IN 2	36.488	0.000

名古屋法務局
豊川出張所
19.12.28
処理

作成者	土地家屋調査士 (平成~~平成~~19年12月21日)	縮尺	1/	申請人	縮尺 1/500

(公員専用)

(愛知県土地家屋調査士会用紙)

現在年月日：2026/02/04

A4判に縮小

土地所在図 地積測量図

地番	39-14, 39-16
土地の所在	宝飯郡御津町大字広石字広国 8858880

0408789

豊川市御津町広石

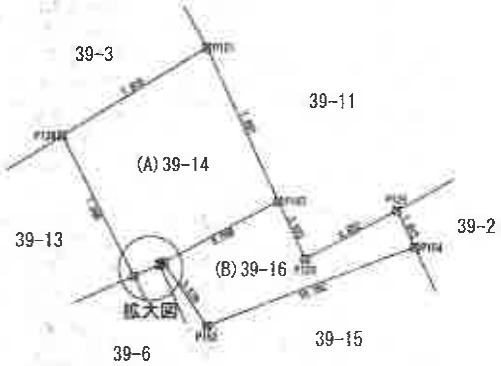
座標求積表

物件３

地番	(A)39-14			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
P121	477.445	494.750	1493.155500	7.916
P138	473.326	487.990	-5199.045460	7.348
P153	466.791	491.349	-2947.111302	1.324
P158	467.328	492.559	304.401462	0.199
P151	467.409	492.741	1468.368180	6.098
P167	470.308	498.106	4998.991816	7.887
		倍面積	118.760196	
		面積	59.3800980	
		地積	59 ㎡	

地番	(B)39-16			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
P167	470.308	498.106	-90.157186	6.098
P151	467.409	492.741	-2875.636476	3.578
P152	464.472	494.785	379.994880	10.382
P154	468.177	504.483	2737.829241	1.912
P126	469.899	503.651	-295.643137	4.852
P120	467.590	499.384	204.248056	3.003
		倍面積	60.635378	
		面積	30.3176890	
		地積	30 ㎡	

合計 89.6977870





拡大図 1/100

凡例	杭の種類
⊡	石杭
⊞	コンクリート杭
⊠	プラスチック杭
⊠	金属杭
⊕	鋲
⊙	刻印
○	木杭
▽	境界点
○	計算点
○	引照点

名古屋法務局 豊川出張所 19.12.28 処理

作成者	土地家屋調査士	縮尺	1/
	(平成平成19年12月21日)		

申請人		縮尺	1/250

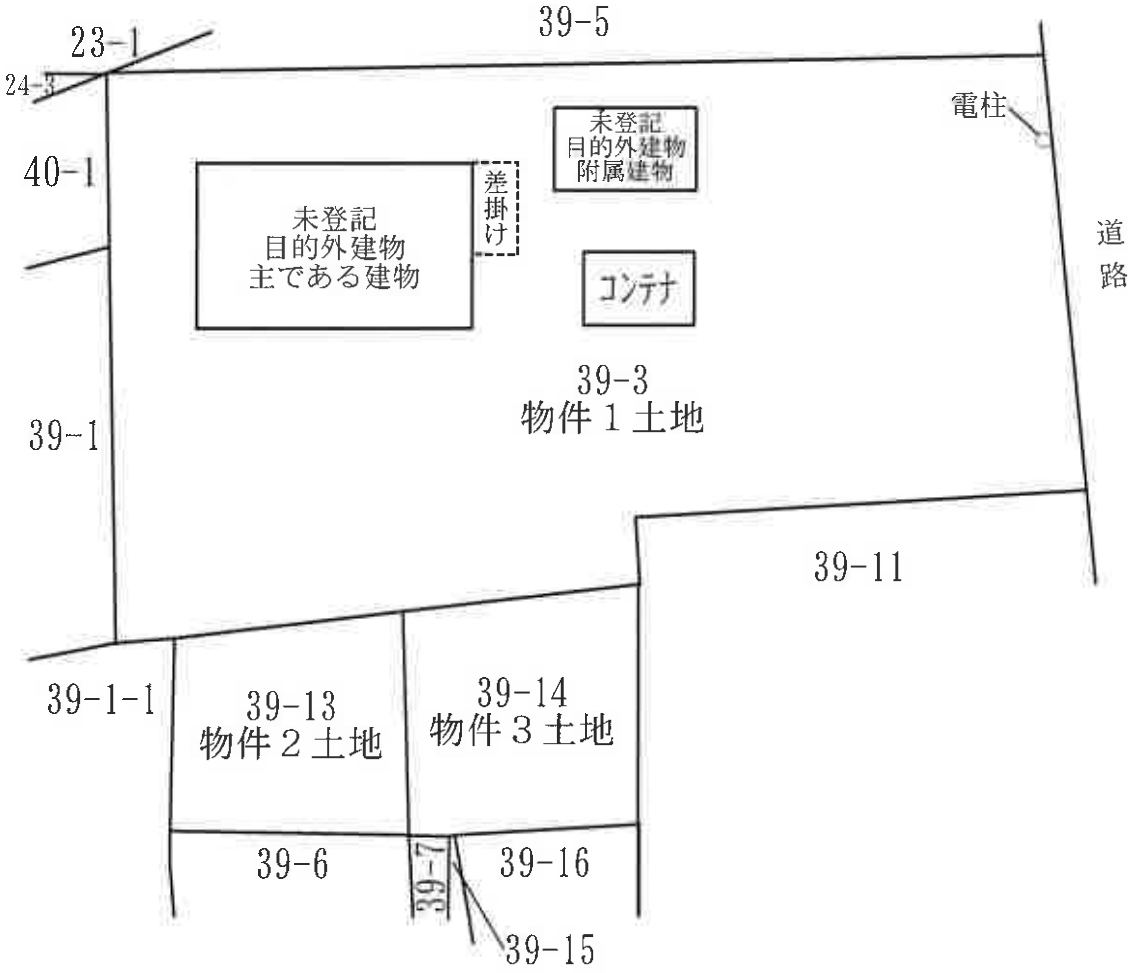
(会員専用)

(愛知県土地家屋調査士会用紙)

表示用日：2026/02/04

A4判に縮小

土地建物配置図(概略)


23-1
24-3
39-5
電柱
40-1
未登記
目的外建物
附属建物
差掛け
未登記
目的外建物
主である建物
コンテナ
道路
39-3
物件１土地
39-1
39-11
39-1-1
39-13
物件２土地
39-14
物件３土地
39-6
39-7
39-16
39-15



